

学校感染症と出席停止について

下記の学校感染症に罹患している場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止となりますので、医師が登園可能と判断するまで、園を休ませてください。尚、出席停止期間は欠席扱いになりません。病気が治りましたら、下記の治癒証明書を医師に記入して頂き、**登園する時に園にご提出ください。**

	病名	出席停止の期間
第1種	<input type="checkbox"/> エボラ出血熱	治癒するまで
	<input type="checkbox"/> クリミア・コンゴ出血熱	
	<input type="checkbox"/> 痘そう	
	<input type="checkbox"/> 南米出血熱	
	<input type="checkbox"/> ペスト	
	<input type="checkbox"/> マールブルグ病	
	<input type="checkbox"/> ラッサ熱	
	<input type="checkbox"/> 急性灰白髄炎	
	<input type="checkbox"/> ジフテリア	
	<input type="checkbox"/> 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	<input type="checkbox"/> 中東呼吸器症候群 (MERS)	
	<input type="checkbox"/> 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルスであってその血清型がH5N2であるものに限る)	
<input type="checkbox"/> 新型インフルエンザ等感染症・及び新感染症		
第2種	※ インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
	※ 新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過する迄
	<input type="checkbox"/> 百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了する迄
	<input type="checkbox"/> 麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	<input type="checkbox"/> 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になる迄
	<input type="checkbox"/> 風しん(三日ばしか)	発しんが消失するまで
	<input type="checkbox"/> 水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	<input type="checkbox"/> 咽頭結膜熱(アデノウイルス)	主要症状が消退した後、2日を経過するまで
第3種	<input type="checkbox"/> 結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<input type="checkbox"/> 髄膜炎菌性	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
	<input type="checkbox"/> コレラ	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	<input type="checkbox"/> 細菌性赤痢	
	<input type="checkbox"/> 腸管出血性大腸菌感染症	
	<input type="checkbox"/> 腸チフス	
<input type="checkbox"/> パラチフス		
<input type="checkbox"/> 急性出血性結膜炎		

※インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、保護者が記入した療養報告書をご提出ください(医師による治癒証明書は必要ありません)。

《治癒証明書》

強戸こども園長 様

(クラス)

(園児名)

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の園児は、() のため出席停止となりましたが、他への感染の恐れがなくなりましたので、登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印